

【編入学（入学）について】

学校に入学（編入学）を希望する者は、保護者が入学（編入学）願いを校長に提出し、入学（編入学）審査を受けるものとする。

原則として以下の条件を満たすものについて入学（編入学）を認めるものとする。

- 1 日本国籍（二重国籍を含む）保持者であること。
但し下記に定める国籍条項を満たした場合にはこの限りでない。
- 2 保護者がベトナムハノイ市内に居住していること。
- 3 授業料等の必要経費を納入できること。
- 4 日本語による授業をうけることに支障のないこと。
- 5 指導者の指示を理解し参加できること。
- 6 個別の問いかけや助言を聞き入れ前向きに活動しようとする姿勢があること。
- 7 その他特別な事由により、校長及び学校理事会が承認した場合にはその限りではない。

国籍条項

以下の条件をすべて満たす場合には、日本国籍（二重国籍を含む）保持者でなくても、入学を許可する。

入学後、以下の条件に満たないと分かった場合には、退学を命ずることもある。

- 1 既に日本の学校または在外教育施設にて、日本語での幼小中の教育課程をどこかで通算2年以上経験している。
- 2 ハノイ日本人学校が実施する入学審査に合格する。
- 3 保護者は日本人学校の運営・活動方針また PTA 活動を理解し協力できる。
- 4 保護者のどちらかは日本語を理解でき常に学校と連絡できる手段を確保している。
- 5 入学金を日本国籍保持者より US \$ 200 多く支払うことに同意する。
- 6 外国籍の生徒数は、全生徒数の 5 % 以下までは入学を許可する。

<特別な支援を要する子女の受け入れについて>

本校は特別支援学級を設置していない。特別な配慮を要する子女（身辺自立に支援が必要な子女、医療行為が必要な子女等）については、必ず事前に相談すること。

面接及び入学検査を実施し、校長及び学校理事会が受入の判断を行う。面接及び入学検査結果、受入が認められない場合もある。

また、通常の編入学（入学）子女についても、編入（入学）後、校長が必要と判断した場合は、専門医・専門機関への受診等を依頼する場合がある。

教科書

教科書は、国からの無償配布になっています。日本から編入学する場合は、在籍校が

作成した教科用図書給与証明書を海外子女教育振興財団に提出して、必要な教科書を受領してください。在留邦人の場合は、在外教育施設（日本人学校）から支給されます。

※海外子女教育振興財団

（東京）〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6階

TEL： 03-4330-1341(代表)

FAX： 03-4330-1355

（大阪）〒530-0001 大阪市北区梅田 3-4-5 毎日新聞ビル 3階

TEL： 06-6344-4318

FAX： 06-6344-4328

備 考

- ・本校は、ハノイ日本人学校理事会が運営母体となる私立学校です。本校への入学は、ホームページの「学校紹介」及び「編入学（入学）について」を必ずお読みいただき、本校の方針に賛同していただくことになります。
- ・PTA活動に必ず加入し、教職員と共に子供たちの健全育成に努めていただきます。